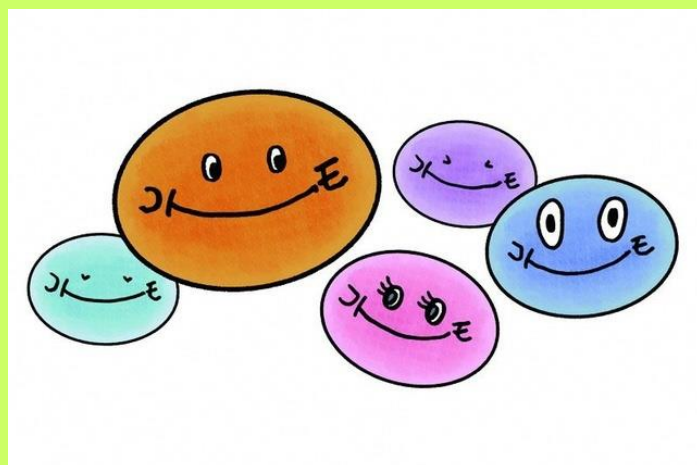




ひとり親のお父さん・お母さんへ サポートガイドブック

ひとり親家庭の支援制度やお役立ち情報をまとめました



すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクトロゴマーク

2022 年度版
宜野湾市 児童家庭課



も く じ

ひとり親家庭に関することについて相談したい

☆母子・父子自立支援員による相談（まずはこちらにご相談ください）	P3
☆宜野湾市家庭児童相談室	P3
☆女性相談・DV相談	P3
☆民生委員・児童委員	P3
☆その他の相談窓口	P4

養育費・面会交流

☆養育費とは	P5
☆面会交流とは	P5

ひとり親家庭に対する手当・助成

☆児童扶養手当	P6
☆母子及び父子家庭等医療費助成	P7
☆児童手当	P8
☆その他の手当・助成	P8

住居に関する制度

☆沖縄県ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業	P9
☆宜野湾市営住宅	P9
☆沖縄県営住宅	P9
☆住居確保給付金（生活困窮者自立支援事業）	P9

仕事をしたい、仕事につながる資格を身につけたい

☆母子・父子自立支援プログラム策定事業	P10
☆パパ・ママお仕事応援事業	P10
☆宜野湾市ふるさとハローワーク	P10
☆ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	P10
☆自立支援教育訓練給付金	P10
☆高等職業訓練促進給付金	P11
☆沖縄県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付	P11
☆看護師修学資金貸付	P11
☆保育士修学資金貸付	P11
☆介護福祉士修学資金貸付	P11
☆社会福祉士修学資金貸付	P11
☆沖縄県母子寡婦福祉連合会ひとり親向け就業支援講習会	P12

子育てや家事のお手伝い

☆ヘルパー（家庭生活支援員）を派遣します（ひとり親家庭等日常生活支援事業）	P13
☆養育支援訪問事業	P13
☆宜野湾市ファミリー・サポート・センター	P13
☆一時預かり	P14
☆病児・病後児保育事業【小児デイケア】	P14

子どもにかかる利用料の補助

☆ひとり親家庭等の認可外保育施設利用料を補助します	P15
☆放課後児童クラブ（学童クラブ）の利用料の一部を助成します	P15

子どもの学習支援・居場所・子育て支援センター

☆子どもの学習・生活支援事業（通塾支援）	P16
☆子どもの居場所	P16
☆ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業	P17
☆子育て支援センター	P17

子どもの学費についての助成

☆就学援助制度	P18
☆高等学校等就学支援金制度	P18
☆高校生等奨学給付金	P18
☆沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与	P18
☆沖縄県中高校生バス通学費支援事業	P18

子どもの修学資金貸付・奨学金制度等

☆沖縄県母子父子寡婦福祉資金貸付	P19
☆宜野湾市育英会奨学金	P19
☆古岡奨学生	P19
☆沖縄県国際交流・人材育成財団奨学金（貸与型）	P19
☆(独)日本学生支援機構	P19
☆沖縄振興開発金融公庫【国の教育ローン】	P19
☆大学の入学料・授業料の免除や奨学金制度	P19

情報交換・交流会

☆宜野湾市母子寡婦福祉会	P20
--------------	-----

ひとり親家庭が利用できる貸付制度

☆沖縄県母子父子寡婦福祉資金貸付	P21・22
☆生活福祉資金貸付	P21

法律相談

☆宜野湾市法律相談	P23
☆宜野湾市社会福祉協議会法律相談	P23
☆沖縄県母子寡婦福祉連合会	P23
☆法テラス	P23
☆家庭裁判所	P23
☆公証人役場	P23

その他

☆子どもの進学など出費が多くなる時期をイメージしよう！	P24
-----------------------------	-----

注意！

このガイドブックに記載されている内容は、R3 年度時点での情報です。
各制度等の内容については、各実施機関にお確かめください。

ひとり親家庭に関することについて相談したい

☆まずはこちらにご相談ください（母子・父子自立支援員による相談）

ひとりで働きながら子どもを育てていくことは、肉体的にも精神的にも大変なことです。児童家庭課では、ひとり親家庭の方々に、生活のことや子どもの養育、就職や資格取得等におけるさまざまな情報提供や相談を行っています。ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。

一人ひとりの状況に応じて相談にのるため、**ぜひ事前予約をお願いします。**

日時：月～金曜日 10：15～12：00、13：00～17：15（要予約）

問合せ先：宜野湾市役所 児童家庭課 手当二係 TEL 098-893-4642



☆家庭児童相談室 ～子どもの笑顔 大きな希～

18歳未満のすべての子どもたちのすこやかな成長を願って、家庭相談員が家庭やお子さんが抱えている問題等の相談に応じます。

問合せ先：宜野湾市役所 児童家庭課 家庭児童相談室 TEL 098-893-4643

☆女性相談・DV相談

身近なパートナーからの暴力、離婚問題、その他女性の抱える様々な問題について相談や支援を行います。ひとりで悩まず、お電話下さい。

日時：月～金曜日 8：30～17：15

問合せ先：宜野湾市役所 児童家庭課 女性相談 TEL 098-893-4643

日時：月～金曜日 10：00～17：00

問合せ先：宜野湾市人材育成交流センター「めぶき」 TEL 098-896-1215

☆民生委員・児童委員

厚生労働大臣からの委嘱を受け、社会福祉を推進するため活動する、地域で一番身近な相談・支援のボランティアです。一定の区域を担当し、支援が必要な人々に対して、福祉サービス等の情報提供を行うとともに、自らも住民の一員として、地域に密着し相談・支援活動に取り組んでいます。

○どんな活動をしているの？

- ①社会調査 生活の実態や福祉ニーズの把握に努めます。そのために、担当区域内の家庭を訪問することがあります。
- ②相談 地域住民がかかえる生活上の問題について、親身になって相談にのります。
- ③情報提供 福祉の制度・サービスの情報を提供します。
- ④連絡通報 適切な福祉サービスを受けられるよう関係機関との間に立つ、連絡役となります。
- ⑤調整 必要なサービスが受けられるよう調整・支援します。
- ⑥生活支援 快適な生活ができるよう支援活動を行います。
- ⑦意見具申 生活上の問題点や改善策について、関係機関に意見を提起します。

☆その他の相談窓口

機関名	電話番号	時間	相談内容
コザ児童相談所	098-937-0859	8:30~17:15	児童に関するすべての相談
おきなわ子ども虐待ホットライン	098-886-2900	月~金 17:15~翌8:30 土・日・祝日 24時間受付	虐待の通報や 電話相談
沖縄県男女共同参画センター ているる	098-868-4010	火~土 10:00~17:00 (年末年始を除く)	女性相談 法律相談
	098-880-3402	火~土 10:00~17:00 (年末年始を除く)	国際女性相談
	098-868-4011	日・月 10:00~16:00 (祝日にあたる月曜日、年末年始を除く)	男性相談
女性の人権ホットライン (那覇地方法務局)	0570-070-810	月~金 8:30~17:15	女性の人権相談
女性相談所・配偶者暴力相談支援 センター	098-854-1172	月~金 8:30~17:15 土・日・祝日 8:30~16:30 (年末年始を除く)	DV相談
中部配偶者暴力相談支援センター	098-989-6603	月~金 8:30~17:15	DV相談
沖縄県警本部警察安全相談	#9110 または 098-863-9110	24時間受付	DV相談
性犯罪被害者相談電話	#8103 または 098-868-0110	月~金 9:30~18:15	性被害相談
強姦救援センター・沖縄 (REICO) レイコ	098-890-6110	水 19:00~22:00 土 15:00~18:00	性被害にあった女性 のための電話相談
沖縄県性暴力被害者ワンストップ 支援センター	#8891 098-975-0166	24時間受付	性被害相談
沖縄被害者支援ゆいセンター	098-866-7830	月~金 10:00~16:00 (祝日・年末年始を除く)	犯罪、交通事故等被 害者相談
よりそいホットライン	0120-279-338	24時間受付	様々な相談 外国語対応あり

養育費・面会交流

☆養育費とは

養育費とは、子どもが経済的・社会的に自立するまでに要する衣食住に必要な経費や教育費、医療費等です。

離婚により親権者でなくなった親であっても、また、子どもと離れて暮らすこととなった親であっても、子どもの親であることに変わりはありませんから、子どもに対して自分と同じ水準の生活ができるようにする義務があります。子どもに対し、親としての経済的な責任を果たし、子どもの成長を支えることは、とても大切なことです。

[取り決めの方法]

養育費の取り決めは、後日その内容について紛争が生じないよう、具体的に金額・支払期間・支払時期等について、口約束ではなく書面に残しておくようにしましょう（公正証書など）。話し合いで決めることができない場合は、家庭裁判所に調停を申し立てることができます。（P23）

離婚の際に取り決めることができなかった場合、子どもを養育している親は、離婚後、子どもが経済的・社会的に自立するまでは、子どもと離れて暮らしている親に対していつでも養育費を請求することができます。

[相談先等]

○母子・父子自立支援員

○沖縄県母子寡婦福祉会 養育費相談（P23）

相談日：月・火・水・金・土曜日 9：00～17：00 TEL 098-887-4108（直通）

○養育費等相談支援センター フリーダイヤル0120-965-419（携帯電話からは03-3980-4108）

○宜野湾市法律相談（P23）

○宜野湾市社会福祉協議会 法律相談（P23）

○日本司法支援センター（法テラス） サポートダイヤル 0570-078374

●日本公証人連合会 ※全国の公証役場の所在地等を調べることができ、公正証書の作成などに準備する資料・手数料等の情報が掲載されています。

●裁判所ホームページ ※養育費算定表や家事調停手続等の申立書等を入手することができます。

☆面会交流とは

面会交流とは、子どもと離れて暮らしているお父さんやお母さんが子どもと定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流することをいいます。

離婚によって夫婦は他人になっても、子どもにとって父母はともにかけがえのない存在です。面会交流は、そんな子どものために行うものです。子どもは、面会交流を通して、どちらの親からも愛されている、大切にされていると感じることで、安心感や自信を持つことができ、それが、子どもが生きていく上での大きな力となります。



ひとり親家庭に対する手当・助成

☆児童扶養手当（～18歳まで）

1 受給資格者

ひとり親世帯の生活の安定を図り自立を促進するために、次のいずれかにあてはまる児童《この場合児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方、又は一定の障害の状態にある20歳未満の方》を育てている母または父や、母または父にかわってその児童を養育（児童と同居し、監護し、生計を維持していること）している方に支給されます。

※申請手続きについては、申請の前に、児童家庭課で必要な書類などの相談を行ってください。

- ① 父母が離婚した後、母または父と生計を同じくしていない児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母から1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母が保護命令を受けた児童
- ⑦ 父または母が1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで出産した児童
- ⑨ 父母とも不明である児童（棄児など）

※ただし、上記の場合でも、手当ての支給対象外の場合もあります。詳しくはお問い合わせください。

- ・ 婚姻の届出はしていなくても事実上の婚姻関係（内縁関係など）があるとき
- ・ 手当よりも高額な公的年金等を受けることができるとき など

2 手当の支払い

手当は認定されると請求した日の属する月の翌月分から支給されます。

支払は、年6回で1月・3月・5月・7月・9月・11月の各支払期に前月までの手当額が支払われます。

3 手当の額

手当の額は、受給資格者又はその配偶者及び扶養義務者の前年の所得によって決まります。

令和2年4月～

区分	全部支給の場合	一部支給の場合
児童1人	月額 43,160 円	月額 43,150 円～10,180 円
児童2人	上記に 10,190 円加算	上記に 10,180 円～5,100 円加算
児童3人以上	上記に 1 人につき 6,110 円加算	上記に 1 人につき 6,100 円～3,060 円加算

令和4年4月～

区分	全部支給の場合	一部支給の場合
児童1人	月額 43,070 円	月額 43,060 円～10,160 円
児童2人	上記に 10,170 円加算	上記に 10,160 円～5,090 円加算
児童3人以上	上記に 1 人につき 6,100 円加算	上記に 1 人につき 6,090 円～3,050 円加算

4 所得制限について

手当を受ける方又は同居の扶養義務者の前年の所得が下表の額以上である場合は、その年度（11月から翌年の10月まで）は手当の全部又は一部が支給停止となります。詳しくはお問い合わせください。

扶養親族等の数	本人所得＋養育費の8割		扶養義務者・配偶者 ・孤児等の養育者
	全部支給の範囲	一部支給の範囲	
0人	490,000 円	1,920,000 円	2,360,000 円
1人	870,000 円	2,300,000 円	2,740,000 円
2人	1,250,000 円	2,680,000 円	3,120,000 円
3人	1,630,000 円	3,060,000 円	3,500,000 円
4人	2,010,000 円	3,440,000 円	3,880,000 円
5人	2,390,000 円	3,820,000 円	4,260,000 円
以下1人増す毎に	380,000 円加算	380,000 円加算	380,000 円加算

問合せ先：宜野湾市役所 児童家庭課 手当二係 TEL 098-893-4642

☆母子及び父子家庭等医療費助成（～18歳まで）

母子及び父子家庭に対し、医療費の一部を助成することにより、生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図るための事業です。

1 対象者

- ① 母子家庭の母と児童
- ② 父子家庭の父と児童
- ③ 養育者が養育する父母のいない児童
- ④ 父母のいずれかが、ある一定の障がいの状態にある場合の母（父）と児童

2 助成の範囲

各医療保険診療に係る自己負担分から一部負担金を控除した額が対象となります。（保険診療以外の医療費分、他の法律等で負担する分、各保険による附加給付分、高額療養費の分は除かれます。）

3 一部負担金

- 通院：1人1ヶ月1診療機関につき、1,000円
 【外来受診の場合の例】 1,500円 － 1,000円 ＝ 500円
 （病院＋薬局 － 一部負担金 ＝ 助成金）
- 入院：一部負担金なし（ただし、食事療養費は除きます）
 【入院の場合】 入院費（保険適用分）＝助成金

※課税世帯、非課税世帯によってそれぞれ医療費の限度額が決まっており、限度額を超えるものについては、高額療養費に該当する可能性があります。その場合は、加入している健康保険での払い戻しが終了してから、申請してください。

問合せ先：宜野湾市役所 児童家庭課 手当一係 TEL 098-893-4641

☆児童手当（～15 歳まで：ひとり親に限らない手当）

1 支給対象

中学校卒業まで（15 歳の誕生日後の最初の 3 月 31 日まで）の児童を養育している方

2 支給額

児童の年齢	児童手当の額（1 人あたり月額）
3 歳未満	一律 15,000 円
3 歳以上小学校修了前	10,000 円（第 3 子以降は 15,000 円）
中学生	一律 10,000 円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として 1 人あたり月額一律 5,000 円を支給します。（以下、児童手当と特例給付を合わせて「児童手当等」といいます。）

※「第 3 子以降」とは、高校卒業まで（18 歳の誕生日後の最初の 3 月 31 日まで）の養育している児童のうち、3 番目以降をいいます。

3 支給時期

原則として、毎年 6 月、10 月、2 月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

4 現況届

児童手当を継続して受けるためには毎年 6 月に「現況届」の提出が必要でしたが、令和 4 年現況届より受給者の現況を公簿等で確認することができない下記の方を除き、現況届の提出は原則不要となります。

【引き続き現況届の提出が必要な方】

- ① 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が宜野湾市と異なる方
- ② 支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ③ 離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ④ 法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- ⑤ その他、提出の案内があった方

問合せ先：宜野湾市役所 児童家庭課 手当一係 TEL 098-893-4422

☆その他の手当・助成

- ・特別児童扶養手当 障がいのある 20 歳未満の児童を養育している方が対象
- ・こども医療費助成 中学校卒業前までの児童が対象（通院・入院）

問合せ先：宜野湾市役所 児童家庭課 TEL 098-893-4411



住居に関する制度

☆沖縄県ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業

沖縄県では、「母子・父子自立支援プログラム（P10）」の策定を受け、自立に向けて求職活動や資格取得等に意欲的に取り組むひとり親家庭に対して、住居の借り上げに必要な資金を無利子無担保で貸し付ける「住宅支援資金貸付」を行っています。

対象者 ①と②に該当するひとり親の方

①児童扶養手当の支給を受けている方（同等の所得水準にある方）

②「母子・父子自立支援プログラム策定事業」に基づくプログラムの策定を受けている方

貸付内容

・入居している住宅の家賃の実費を月額上限4万円×最長12か月貸付

・本人の取り組みにより就職や就労状況の改善を果たし、1年間就労を継続した場合は償還免除

・保証人不要、無利子

問合せ先：宜野湾市役所 児童家庭課 手当二係 TEL 098-893-4642

申請先：沖縄県母子寡婦福祉連合会 TEL 098-887-4099

☆宜野湾市営住宅

住宅の困窮度合、寡婦（父）で3人以上の子を扶養している世帯は、抽選により優先的入居制度があります。

※空き家待ちの募集です。

問合せ先：宜野湾市役所 建築課 市営住宅係 TEL 098-893-4420（内線 4432・4433）

☆沖縄県営住宅

※空き家待ちの募集です。

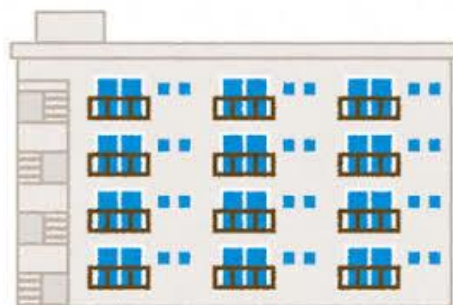
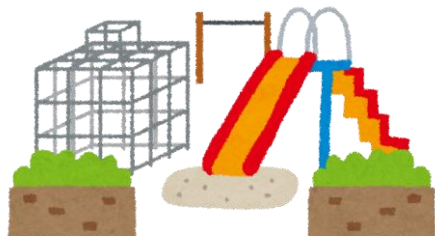
※「子育て世帯」優遇申込みがあります。

問合せ先：沖縄県住宅供給公社 住宅部住宅管理課入居係 TEL 098-917-2206

☆住居確保給付金（生活困窮者自立支援事業）

離職・廃業又はやむを得ない休業等により、経済的に困窮し、住居を喪失した方・住居を喪失するおそれのある方を対象として、住居確保給付金を支給するとともに、宜野湾市福祉事務所（自立相談支援機関）等による就労支援を行う制度です。

問合せ先：宜野湾市役所 福祉総務課 生活支援係 TEL 098-893-4411（内線 3135・3136・3137）



仕事をしたい、仕事につながる資格を身につけたい

☆母子・父子自立支援プログラム策定事業

母子・父子自立支援プログラム策定員が面接に応じ、相談者の自立目標や生活状況等から自立支援プログラムを策定し、各関係機関と連携して就労支援等を行います。

問合せ先：宜野湾市役所 児童家庭課 手当二係 TEL 098-893-4642

☆パパ・ママお仕事応援事業

ひとり親にとって、安定した仕事に就くことは、子どもの進学などにも影響するとても大切なことです。児童家庭課では、ハローワーク沖縄と連携し、早期就労を希望するひとり親に対して、これまでの職歴や適性等に応じた、完全予約によるきめ細かな就労相談や、資格取得のための講座の案内等を行っています。

就職や転職をお考えの方は、ひとりで悩まずにぜひご相談ください。

＊履歴書・職務経歴書の作成指導、面接のアドバイス

＊求人情報の提供

＊各種支援制度や資格取得のための講座等のご案内など

問合せ先：宜野湾市役所 児童家庭課 手当二係 TEL 098-893-4642

☆宜野湾市ふるさとハローワーク

市役所の正面玄関近くにハローワークの庁外施設が設置されていますので、ぜひご利用ください。

問合せ先：ふるさとハローワーク TEL 098-893-5588

☆ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親又は児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指して、民間事業者が実施する対策講座を受講する場合、受講料の一部が給付されます。 ※事前相談必要

問合せ先：宜野湾市役所 児童家庭課 手当二係 TEL 098-893-4642

☆自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭のお母さん・お父さんの、資格や技能を身につける取り組みを支援するため、対象教育訓練講座を受講し、終了した場合にその費用の一部を支給しています。 ※事前相談必要

対象となる講座 厚生労働大臣指定教育訓練講座一覧をご覧ください。

支給額 ①雇用保険法に基づく教育訓練給付金の支給を受けることができない方

⇒受講料として支払った費用の60%

(下限は1万2千1円、上限は修学年数×20万円、最大80万円)

②雇用保険法に基づく教育訓練給付金の支給を受けることができる方

⇒①に定める額から、雇用保険法に基づく教育訓練給付金の額を差し引いた額

問合せ先：宜野湾市役所 児童家庭課 手当二係 TEL 098-893-4642

☆高等職業訓練促進給付金

就職を目指し資格取得のために学校に通っているひとり親のお母さんお父さんに対し、修業期間の生活費の支援をする事業です。（学費等は自己負担となります。）

＊市から養成機関の紹介やあっせんはありません。

対象となる方 母子家庭の母又は父子家庭の父で次の要件を全て満たす方

- （１）修業開始日までに、宜野湾市に引き続き１年以上住所を有している
- （２）修業開始日の６か月前までに母子父子自立支援員に事前相談をしている
- （３）児童扶養手当を受給している、または同等の所得水準である
- （４）養成機関において、１年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得及び就職が見込まれること
- （５）仕事又は育児と修業の両立が困難であると認められること
- （６）過去にこの給付金を受給していないこと

対象資格 看護師 介護福祉士 保育士 理学療法士 作業療法士 歯科衛生士
社会福祉士 美容師 製菓衛生師 調理師

問合せ先：宜野湾市役所 児童家庭課 手当二係 TEL 098-893-4642



☆沖縄県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付

高等職業訓練促進給付金を活用し、養成機関にて修学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金及び就職準備金を貸し付ける制度です。

[返還免除] 貸付けを受けた者が、養成機関卒業後、１年以内に資格を活かして就職し、貸付けを受けた沖縄県内において、５年間その職に従事したときに免除されます。（条件を満たさなかった場合は、全額返還となります。）

問合せ先：沖縄県母子寡婦福祉連合会 TEL 098-887-4099

☆看護師等修学資金貸与

沖縄県では、県内の看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）の確保及び質の向上を目的として、卒業後、直ちに県内の看護職員の確保が困難な施設等で看護職員として業務に従事しようとする者に対し、予算の範囲内で修学資金を貸与しています。卒業後１年以内に免許を取得し、かつ、免許取得後、直ちに免除対象施設で看護業務に従事し、引き続き一定期間に達し返還免除申請を行うと、修学資金の返還が免除されます。（詳しくはお問い合わせください。）

問合せ先：沖縄県保健医療部保健医療総務課 TEL 098-866-2169

☆保育士修学資金貸付

☆介護福祉士修学資金貸付

☆社会福祉士修学資金貸付

保育士及び介護福祉士や社会福祉士の養成施設に在学する者に修学金を貸し付けることにより、保育士及び介護福祉士や社会福祉士の養成確保に資することを目的とした貸付制度です。

県内の指定施設に、５年間勤務するなど、一定の条件を満たせば返還が免除されます。

問合せ先：沖縄県社会福祉協議会 福祉人材研修センター TEL 098-882-5703

☆沖縄県母子寡婦福祉連合会ひとり親向け就業支援講習会

自立・就業のための各種講習会。**無料**で資格や技能を取得できます。

対象者：ひとり親家庭の母・父及び20歳未満の子、寡婦その他実施主体の長が適当と認めた者。

(参考：R3年度講座)

講習会名	期 間	時 間	場 所	定員
介護職員初任者研修	7/2～9/28 (火・金)	9:15～16:15	沖縄県母子福祉センター (沖縄県総合福祉センター内)	20名
介護福祉士実務者研修 (通信教育)	7/1～12/31 (土)	9:00～16:00	スクーリング 北中城村 (ソーシャルワーク専門学校)	16名
パソコン講習会 (エクセル2級)	6/26～9/25 (土)	9:15～16:15	沖縄県母子福祉センター (沖縄県総合福祉センター内)	10名
介護福祉士 国家試験対策講座	8/25～R4.1/15	18:00～21:00	沖縄県母子福祉センター (沖縄県総合福祉センター内)	20名
家庭生活支援員 養成講習会	9月予定 (土)	9:30～16:00	沖縄県母子福祉センター (沖縄県総合福祉センター内)	20名
調剤事務講座	9月～11月 (火・木)	18:00～21:00	沖縄県母子福祉センター (沖縄県総合福祉センター内)	20名
ひとり親世帯就職 サポート事業	6月～1月			

※実施日が変更になることもありますので事前にお問い合わせください。

※受講料は無料ですが、教材費等は自己負担です。

問合せ先：沖縄県母子寡婦福祉連合会 TEL 098-887-4099

宜野湾市在住の方 宜野湾市母子寡婦福祉会 TEL 098-892-6525



子育てや家事のお手伝い

☆ヘルパー（家庭生活支援員）を派遣します（ひとり親家庭等日常生活支援事業）

こんな時にご利用ください。 ※事前に登録が必要です。

- ・母子家庭の母、父子家庭の父や、児童の一時的なケガや病気
- ・ひとり暮らしの寡婦、または寡婦と同居している父母の一時的なケガや病気
- ・母子家庭の母、父子家庭の父の自立促進に必要な技能習得のための通学や就職活動など（一時的なものに限る）
- ・冠婚葬祭、父母の出張、子の学校等の公的行事への参加など
- ・その他、一時的に援助を必要とする状況になったとき

【利用料金】1 時間 70 円～（市民税非課税世帯は無料）

【派遣回数】年間 10 回まで

問合せ先：宜野湾市役所 児童家庭課 手当二係 TEL 098-893-4642

☆養育支援訪問事業

育児支援が必要でありながら自ら積極的に支援を求められない家庭に養育指導員を派遣する「養育支援訪問事業」を実施しています。この事業は、過重な負担がかかる前に訪問による支援をすることで、安定した養育が可能になることを目的としています。

[内容]

- ・家庭内での育児に関する相談、指導
- ・産褥期の母子に対する育児指導や簡単な家事などの援助
- ・養育者に対する身体的、精神的不調状態に対する支援、相談

[支援の対象者]

- ・出産後おおむね1年以内のお母さんが育児ストレスなどの問題で子育てに対して不安、孤立感を抱える家庭
- ・家庭の状況により育児が困難になっている家庭
- ・複雑な養育問題を抱え子育てに援助が必要な家庭

問合せ先：宜野湾市役所 児童家庭課 児童家庭係 TEL 098-893-4643

☆宜野湾市ファミリー・サポート・センター

「子育ての援助をしてほしい人」と、「子育ての援助をしたい人」を会員として互いに支え合い、有償で助け合う地域の相互援助活動組織です。

【こんな時に】・保育施設、学校の開始前や終了後の預かり及び送迎。

・保護者の急用（傷病、看護、冠婚葬祭など）時に、子どもを預かってほしい。

【利用料金 1 時間あたり】600 円（月～土曜日の 7：00～19：00）

700 円（上記の時間外、日・祝日・年末年始）

※兄弟・姉妹を同時に預ける場合は、2 人目からは半額になります。

○子育てサポート券

利用料の一部を補助することにより、子育ての負担軽減を図ることを目的として、1 枚 300 円の子育てサポート券を 20 枚発行します。（年度 1 回限り）

- ①児童扶養手当受給者
- ②母子及び父子家庭等医療費助成受給者
- ③生活保護受給世帯に属するもの
- ④市町村民税非課税世帯

問合せ先：宜野湾市役所 こども政策課 TEL 098-893-4463 （内線 3441）

☆一時預かり 保育

児童を一時的に預けることができるサービスです。

- ・あいのもり保育園 TEL 098-893-4455 宜野湾市愛知 1-10-40
- ・ゆうわ認定こども園 TEL 098-893-2705 宜野湾市野嵩 4-22-1

※施設等利用給付（認可外無償化）の対象ですので、事前にご相談ください。

問合せ先：宜野湾市役所 子育て支援課 TEL 098-893-4411（内線 3312・3313）

☆病児・病後児保育事業【小児デイケア】※減免制度あり

「子どもが病気、でも仕事は休めない。」側にいて看病したい気持ちがあっても、働いているとできないこともあります。小児デイケアでは、入院するほどではないけれども、安静を必要とするこどものケアを行っております。

[施設] 海邦病院 小児デイケア（宜野湾市病児・病後児保育事業）

[利用対象] 0才～小学生（低学年）まで

[利用の手順]

- ①海邦病院へお電話していただき、本事業を利用したい日程を調整
- ②「利用申込書」と「利用登録申請・同意書」を準備（※海邦病院ホームページよりダウンロード可能）
- ③かかりつけの小児科医で診察を受ける（※その際に「利用申込書」の医師確認欄を記入依頼）
- ④海邦病院受付にて、「利用申込書」と「利用登録申請・同意書」を提出
- ⑤スタッフが確認した上で、お子さんをお預かりします

[利用時間]

月～金 8：30～17：30 （お迎えは 17：20 まで） 休日：土・日・祝、年末年始

※初回時は書類の確認等がございますので、時間にゆとりをもってお越しください。

[利用料金]

一日 2,500 円（保育料 2,000 円、食費 500 円～）

（利用料免除決定通知書を持参の方は、保育料が減免され食費 500 円のみ自己負担）

※診察料・治療費は別途必要です。

※宜野湾市内在住の方で、生活保護世帯及び前年度分の市町村民税非課税世帯であり、対象児童が小学校（低学年）までの場合は、保育料分（2,000 円）が免除されます。ただし、利用料免除を受けるためには、事前に子育て支援課にて利用料免除申請が必要になります。

※衣服やおむつなどご用意していただくものがありますので、詳しくは海邦病院へお問い合わせください。

※本事業は施設等利用給付（認可外無償化）の対象事業となります。

問合せ先：海邦病院（宜野湾市真志喜 2-23-5） TEL 098-898-2133 ファクス 327

電話対応：月～金 9 時～17 時

問合せ先：宜野湾市役所 子育て支援課 TEL 098-893-4411（内線 3312・3313）

子どもにかかる利用料の補助

☆ひとり親家庭等の認可外保育施設利用料を補助します。 **保育**

認可保育施設に空きがない等の理由により、子どもを認可外保育施設に入所させているひとり親家庭に対し、認可外保育施設の利用料等を補助上限額（利用料：33,000 円、給食費 5,000 円）の範囲内で補助します。

[補助対象] （下記のすべてに該当する方）

1. 宜野湾市に住所を有する方
2. 児童扶養手当又は母子及び父子家庭等医療費助成受給者
3. 本市の認可保育施設への入所申込をしているが、待機となっている子どもの保護者
4. 在園している認可外保育施設が児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項に規定する届出がなされていること。

[補助金額]

認可外保育施設の利用料 - 認可保育料相当額 ≥ 補助支給額（上限 33,000 円）

（例） 36,000 円 - 6,000 円 = 30,000 円 （補助支給額）

※施設等利用給付（認可外無償化）を受けている世帯は給食費のみが補助対象となります。

※減免は申請のあった日の翌月からになります。

問合せ先：宜野湾市役所 子育て支援課 保育児童係 TEL 098-893-4411（内線 3312・3313）

☆放課後児童クラブ（学童クラブ）の利用料の一部を助成します。 **小学**

放課後児童クラブを利用している児童の世帯（市町村民税非課税世帯等）の経済的負担を軽減することを目的に、助成対象となる世帯に対して、一部助成を行います。

[助成の対象者]（R3年度）

宜野湾市に住所があり、放課後児童クラブを利用している児童の保護者で、次に該当する世帯

- ①児童扶養手当又は母子及び父子家庭等医療費助成受給者
- ②生活保護を受けている世帯
- ③市町村民税非課税世帯
- ④市町村民税の所得割が 48,600 円未満の世帯
（本市の保育料第 3 階層に相当する世帯）
- ⑤その他市長が認める世帯

※③・④は、各年度 4・5 月は前年度の課税（非課税）状況を、6 月～3 月は当該年度の状況により決定。

[助成額]

放課後児童クラブの利用児童 1 人につき、支払った 1 月あたりの利用料から 5,000 円を控除した額を対象とし、①～③は 5,000 円を上限に、④・⑤は 3,000 円を上限に助成します。

※助成金の対象となるもの（利用料+おやつ代）

※入会金、傷害保険料、延長保育料、行事費、教材費その他の保護者負担金は除く

※利用月の翌月から数えて 1 年を過ぎると申請できなくなりますのでご注意ください。

問合せ先：宜野湾市役所 こども政策課 こども育成係 TEL 098-893-4411（内線 3432）

子どもの学習支援・居場所・子育て支援センター

☆子どもの学習・生活支援事業（通塾支援） 中学

高校進学を目指す下記の中学生等を対象に、市の指定する塾への通塾費用を公費で負担します。

通うことのできる塾 市の指定した塾（詳細については面談時にお知らせします）

対象生徒（R3年度）

宜野湾市在住で下記条件のいずれかを満たすもの。

- ①生活保護受給世帯の中学生
- ②非課税世帯（所得割・均等割の両方）の中学3年生
- ③前年度中学校を卒業した過卒生（非課税世帯）で高校進学を目指すもの

※対象生徒の条件は、毎年異なりますので詳しくはお問い合わせください。

問合せ先：宜野湾市役所 福祉総務課 生活支援係 TEL 098-893-4411（内線 3134）

☆子どもの居場所

市では、「子どもの居場所づくりは、子どもの健全な育ちを見守る地域づくり」として、地域にある自治会やボランティア団体等と協働し、子どもの居場所事業を実施しております。

主な活動は、安全・安心な居場所の提供、学習（宿題）支援、食事の提供、地域のボランティア活動や遊び活動などです。

利用できる人 おおむね 18 歳までの子ども（所得制限はありませんが、対象年齢や受入れ人数は居場所によって異なりますので、お問い合わせください。）

利用料 無料

- ・子ども食堂では、アレルギー除去食や代替食等の個別のアレルギー対応はできません。
- ・送迎サービスはありません。

名 称	住 所	開所日	内容や定員等
普天間3区公民館 こどもの居場所	普天間 2-10-1 普天間3区公民館	火・木 14:00～18:00	学習支援、おやつ提供など
『普天間やまがっこう』	新城 1-32-5 3階	月～金	登校支援、食事提供、自立支援等
野嵩1区子ども会 『のいちご食堂』	野嵩 2-21-1 野嵩1区公民館	毎月第3土曜日	こども食堂（昼食）
我如古区公民館こどもの居場所 『ゆ～でいき家～』	我如古 1-36-12 我如古区公民館	水・土 14:00～18:00	水；学習支援 土；こども食堂
社会福祉法人はごろも福祉会 『はごろも子ども食堂』	伊佐 4-4-6	毎月第3土曜日	こども食堂（昼食）
ハレルヤアカデミー （宜野湾聖書教会）	愛知 396-1 ヒガ不動産ビル2F	火・木 15:00～19:00	宿題、卓球など、 希望者へ食事の提供あり
元気食堂	真志喜 1-3-20	月によって変更あり	お弁当の配布
普天間1区自治会 こどもの居場所	普天間 1-19-1 普天間1区公民館	火 15:00～18:00	学習支援、おやつ提供など
子ども食堂 M	嘉数 3-2-22 嘉数区公民館	毎月1回・土曜日	こども食堂

※開所日が変更になる場合や、一覧表のほか、地域の自治会等で実施している子ども会活動や学習支援などの活動もございます。詳しくは生活支援係こども支援員までお問い合わせください。

問合せ先：宜野湾市役所 福祉総務課 生活支援係 TEL 098-893-4411（内線 3132・3133）

☆ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業 中学

大学生のボランティアと連携し、安心できる居場所として大学構内などにおいて学習や交流をすることにより、児童が将来への視野を広げることを目的としています。

対象者 ひとり親家庭の中学生

場 所 火曜日：沖縄国際大学
木曜日：新城児童センター

時 間 18：00～20：00

利用料 無料

問合せ先：宜野湾市役所 児童家庭課 手当二係 TEL 098-893-4642

☆子育て支援センター 保育

子育て支援センターは、乳幼児とその保護者（両親、祖父母）が気軽に集い交流できる施設です。お子さんを遊ばせながら、情報の交換、育児相談などができます。

利用料 無料 （イベント時の実費等除く）

名 称	実施保育園・住所	曜日	開所時間
子育て支援ひろば HAPPY	宜野湾保育所内 宜野湾 3-13-10	月～金	10：00～12：00 13：00～16：00
そよかぜひろば	しのめこども園内 新城 2-43-1	月～水・ 金・土	9：00～14：00 土曜日は園庭開放のみ
		木	相談日（要予約）
子育て支援センター なんくる	認定こども園森川保育園内 字真志喜 610-3	月～金	10：00～16：00
いるかくらび	マーシー保育園内 字宇地泊 661	月～木	9：00～11：30 13：30～16：00 金 8：00～13：00
ゆいゆい	さつき認定こども園内 真栄原 3-24-13	月～金	9：00～12：00 13：00～15：00
子育て支援センター ほっと	しいの実保育園内 我如古 2-26-2	月～金 土	9：30～13：00 14：00～16：00 （木曜午後・土曜日は園 庭開放のみ）
子育て広場 あっぷるランド	秋津保育園内 長田 3-32-5	月～金	9：00～12：00 14：00～16：00
子育て支援ひろば パピヨンくらび	仲原保育園第2分園内 上原 1-9-1 2F	月～金	9：30～12：00 14：00～16：30

問合せ先：宜野湾市役所 子育て支援課 TEL 098-893-4411（内線 3312・3313）

子どもの学費についての助成

☆就学援助制度 **小学・中学**

学校教育法などにもとづいて、小・中学校の子どもがいる家庭に学用品費や学校給食費などを市町村が援助する制度です。

[対 象] 小・中学校の児童生徒の保護者で、生活保護を受給している、または世帯の収入が基準額以下の方

問合せ先：宜野湾市教育委員会 学務課（上下水道局 2 階） TEL 098-892-8283

☆高等学校等就学支援金制度 **高校**

国公立問わず、高校等の授業料の支援として年収 910 万円未満（両親・子ども二人の場合の目安）の世帯に「就学支援金」が支給されます。返済は不要です。

※家計急変世帯（離職等により同等の収入に相当する世帯）も対象になります。

問合せ先：在学している高等学校

☆高校生等奨学給付金 **高校**

市町村民税所得割額が非課税の世帯が生活保護世帯を対象に、授業料以外の教科書費・教材費など、教育費を支援するための制度です。返済は不要です。

※家計急変世帯（離職等により同等の収入に相当する世帯）も対象になります。

問合せ先：在学している高等学校

☆沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与 **高校**

働きながら学ぶ定時制課程と通信制課程の高校生に修学奨励金を貸与する制度。

※貸与ではありますが、高校を卒業した場合には、返済が免除されます。

問合せ先：在学している高等学校

☆沖縄県中高校生バス通学費支援事業（バス・モノレール通学費支援） **中学・高校**

意欲のある生徒が安心して教育を受けられるよう、バス及びモノレール通学費を支援（無料化）します。住民税所得割非課税世帯または、児童扶養手当受給世帯（母子及び父子家庭等医療費助成受給世帯）が対象です。

※家計急変世帯（離職等により同等の収入に相当する世帯）も対象になります。

問合せ先：在学している学校 ※入学前申請は、沖縄県教育委員会 HP でご確認ください。

子どもの修学資金貸付・奨学金制度等

☆沖縄県母子父子寡婦福祉資金貸付（P22）

高校・大学・専門学校等進学のための就学支度資金や修学資金貸付があります。

問合せ先：宜野湾市役所 児童家庭課 手当二係 TEL 098-893-4642

☆宜野湾市育英会奨学金 **大学・専修学校**

優秀な人材を育成することを目的とし、経済的理由によって修学困難な大学生・専門学生を対象とした貸与型の奨学金です。

- ・奨学金（無利息） 年額 30 万、40 万、50 万からの選択制。
- ・入学準備金（無利息） 30 万、40 万、50 万からの選択制。※一度限りの貸与

問合せ先：宜野湾市育英会事務局（宜野湾市教育委員会総務課） TEL 098-892-8280

☆古岡奨学生 **高校** ※母子寡婦福祉会事業（P20）

毎年度新学期に、高等学校へ入学する方の中から、資格を有するものを選定し、学費の一部を3年間にわたり給与することで、高等学校の教育課程を終了し、社会に有為な人材を養成することを目的とします。

※推薦：沖縄県母子寡婦福祉連合会へ宜野湾市母子寡婦福祉会から推薦し選考とする。

問合せ先：宜野湾市母子寡婦福祉会（宜野湾市社会福祉協議会内） TEL 098-892-6525

☆沖縄県国際交流・人材育成財団奨学金（貸与型） **高校・大学・専修学校**

経済的な理由により修学が困難な高校生・大学生・専門学校生を対象とした貸与型の奨学金です。

問合せ先：沖縄県国際交流・人材育成財団 TEL 098-942-9213

☆（独）日本学生支援機構 **大学・専修学校等**

第一種奨学金（無利息）、第二種奨学金（利息付）、給付型奨学金

※高等専門学校、専修学校、大学等への進学時に受けられる制度です。（高等学校への進学時には利用できませんので、ご注意ください。）

問合せ先：在学している学校

☆沖縄振興開発金融公庫〔国の教育ローン〕

ひとり親対象に利率特例制度があります。

問合せ先：沖縄振興開発金融公庫 中部支店 TEL 098-989-6511

☆大学の入学料・授業料の免除や奨学金制度

各大学によって、経済的な理由によって納付が困難で、かつ学業優秀と認められる者等を対象に、入学料や授業料の免除や奨学金等を行っています。詳しくは各大学へ

☆宜野湾市母子寡婦福祉会

父子世帯の
お父さんもOK！
参加お待ちしております。

母子会に加入しませんか？

ひとり親世帯の皆さんが抱える問題は様々です。ひとりで子育てをしながら自立をするのは容易なことではなく、まだまだ生活しやすい状況とは言えません。同じ境遇にいる仲間と、ひとり親世帯が置かれている現状を学び、安心して暮らせるようみんなで力を合わせて問題解決・改善に取り組んでいきましょう！

○主な年間行事（母子会員は参加無料です）

- ☆母と子の楽しい運動会（6月頃）【貸切バスにて会場まで移動】
- ☆美ら海水族館へのバス日帰り旅行（10月頃）
- ☆クリスマス会（12月）【サンタさんよりプレゼントもあります♪】
- ☆こどもの国へピクニック（2月頃）



○ヘルパー派遣（P13 参照）

母子会の家庭生活支援員として登録されたヘルパーを派遣します。

- こんな時に・・・＊ひとり親家庭の父、母また子の一時的なケガや病気の時
- ＊ひとり親の自立に向けた通学や就職活動など
- ＊その他一時的に援助を必要とする状況になったとき。

○各種講座受講料無料（P12 参照）

パソコン講座、介護系資格取得講座、調剤事務・・・等
（年度により講座内容が変わることがあります）

○年会費：1,000 円

事務局：宜野湾市母子寡婦福祉会（宜野湾市赤道 2-7-1 社会福祉センター内）

TEL 098-892-6525



ひとり親家庭が利用できる貸付制度

☆沖縄県母子父子寡婦福祉資金貸付（P22）

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」という法律に基づき、母子家庭等の経済的自立を助け、扶養している児童（子）の福祉を増進することを目的として貸し出されるものです。目的により 12 種類の資金に分かれており、必要な額を各資金の限度額内でお貸しします。

【貸付対象になる方】

県内に 6 ヶ月以上在住している母子家庭の母又は父子家庭の父等で 20 歳未満の児童を扶養している方、又はその扶養されている児童。寡婦又はその扶養されている子。

【償還（返済）について】

この資金は、借り受けた皆様からの償還金が、次のひとり親世帯の皆様へ貸し付ける財源となります。無理のない償還計画を立て、必ず償還してください。

【償還（返済）方法について】

貸付終了後、おおむね 6 ヶ月～1 年の据置期間後償還（返済）が始まります。各資金ごとに設定されている償還期限内に元利均等払い（年賦・半年賦・月賦のいずれか）となります。滞納されますと年 5 % の違約金（延滞金）がつきますのでご注意ください。以下の点にご注意ください。

1. 申請いただいた後、調査・面談等審査に一定の時間を要しますので、ご相談はお早めに！
2. 目的外に使用したり、他の借財の返済にあてた場合は一括返済していただきます。
3. 連帯保証人は借受人と同様の返済義務があります。（借受人が滞納した場合は連帯保証人に請求させていただきます。）
4. 連帯借受人は借受人と共に返済義務があります。

問合せ先：宜野湾市役所 児童家庭課 手当二係 TEL 098-893-4642

☆生活福祉資金貸付

低所得世帯等を対象に、各種資金の貸付を通じて経済的な自立や福祉の向上を図ることを目的としています。母子家庭・父子家庭・寡婦の方は、まず上記福祉資金をご相談ください。貸付の要件や種類等はお問合せください。

問合せ先：宜野湾市社会福祉協議会 TEL 098-892-6525

沖縄県母子父子寡婦福祉資金貸付金の概要

(令和3年4月1日以降適用)

資金の種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付を受ける期間	据置期間	償還期限	利率
事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉団体 寡婦	事業(例えば洋服、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子福祉団体については政令で定める事業)を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金	個人 3,030,000 円 団体 4,560,000 円 (注) 複数の母子家庭の母等が共同して起業する場合の限度額(団体貸付の限度額を適用できるものとする。)		1年	据置期間経過後 7年以内	連帯保証人あり →無利子 連帯保証人なし →年1.0%
事業継続金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉団体 寡婦	現在営んでいる事業(母子・父子福祉団体については政令で定める事業)を継続するために必要な商品、材料等を購入する資金	個人 1,470,000 円 団体 1,470,000 円		6か月	据置期間経過後 7年以内	連帯保証人あり →無利子 連帯保証人なし →年1.0%
修学資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	大学院、高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金	別表「修学資金貸付限度額(月額 一覧表)」の通り	就学期間中	当該学校卒業後 6か月	据置期間経過後 20年以内 専修学校(一般) 5年以内	無利子
資技能習得金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金 (例: ホームヘルパー、パソコン、栄養士等)	【一般】月額 68,000 円 【特別】一括 816,000 円 (12 月相当) 連帯允許 460,000 円	知識技能を習得する期間中 5 年を越えない範囲内	知識技能習得後 1年	据置期間経過後 20年以内	連帯保証人あり →無利子 連帯保証人なし →年1.0%
修学資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月 額 68,000 円 連帯允許 460,000 円 (注) 修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達した日以降の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額	知識技能を習得する期間中 5 年を越えない範囲内	知識技能習得後 1年	据置期間経過後 20年以内	無利子
就職支度資金	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 父母のない児童 寡婦	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	一般 100,000 円 特別 330,000 円		1年	据置期間経過後 6年以内	連帯保証人あり →無利子 連帯保証人なし →年1.0% ※児童がわかるものは無利子
医療介護資金	母子家庭の母又は児童 ※ 父子家庭の父又は児童 ※ 寡婦 ※介護の場合は児童を除く	医療又は介護(当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	【医療】 340,000 円 特別 480,000 円 【介護】 500,000 円		6か月	据置期間経過後 5年以内	連帯保証人あり →無利子 連帯保証人なし →年1.0%
生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	・知識技能を習得している間 ・医療若しくは介護を受けている間 ・母子家庭又は父子家庭になって間もない(7年未満)生活を安定・継続する間(生活安定期間) ・失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	【一般】 月額 105,000 円 【技能】 月額 141,000 円 (注) 生活安定期間の貸付は、配偶者のないものとなった事由の生じたときから7年を経過するまでの期間中、月額105,000円、合計252万円を限度とする。 また、生活安定期間中の養育費の取得のための減損費用については、126万円(一般分の12月相当)を限度として貸付けることができる。	・知識技能を習得する期間中、5年以内 ・医療又は介護を受けている期間中1年以内 ・離職した日の翌日から1年以内	知識技能習得後、医療若しくは介護終了後又は生活安定期間の貸付若しくは失業中の貸付期間満了後6か月	据置期間経過後 技能習得 20年以内 医療又は介護 5年以内 生活安定貸付 8年以内 失業 5年以内	連帯保証人あり →無利子 連帯保証人なし →年1.0%
住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は修繕するのに必要な資金	1,500,000 円 (特別 2,000,000 円)		6か月	据置期間経過後 6年以内 (特別 7年以内)	連帯保証人あり →無利子 連帯保証人なし →年1.0%
転宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を移築するため住宅の賃借に際し必要な資金	260,000 円		6か月	据置期間経過後 3年以内	連帯保証人あり →無利子 連帯保証人なし →年1.0%
就学支度資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	・小学校 64,300 円 ・中学校 81,000 円 ・国公立高校等 (自 宅) 150,000 円 (自 宅外) 160,000 円 ・私立高校 (自 宅) 410,000 円 (自 宅外) 420,000 円 ・国公立大学・短大等 (自 宅) 410,000 円 (自 宅外) 420,000 円 ・私立大学・短大等 (自 宅) 580,000 円 (自 宅外) 590,000 円 ・修業施設等 (自 宅) 272,000 円 (自 宅外) 282,000 円 ・国公立大学院 380,000 円 ・私立大学院 590,000 円		当該学校卒業後 6か月	据置期間経過後 20年以内 専修学校(一般) 5年以内	無利子
結婚資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母子家庭の母が扶養する児童、父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金	300,000 円		6か月	据置期間経過後 5年以内	連帯保証人あり →無利子 連帯保証人なし →年1.0%

連帯保証人：貸付金の種類によっては、借受人と連帯して債務を負担する連帯保証人を立てることによって、無利子貸付を受けることが出来ますが、連帯保証人を立てず有利子を選択することもできます。
(但し、連帯保証人同等の償還能力があると判断された場合に限る。)

法律相談

☆宜野湾市法律相談 ※事前予約必要

相談日：水曜日 13：30～16：30 金曜日 13：30～15：30

問合せ先：宜野湾市役所 生活安全課 TEL 098-893-4136

☆宜野湾市社会福祉協議会法律相談 ※事前予約必要

相談日：第2月曜日 10：00～11：00 第4月曜日 15：00～16：00

※初回無料 ※予約受付は当月1日より

問合せ先：宜野湾市社会福祉協議会 TEL 098-896-2020

☆沖縄県母子寡婦福祉連合会 ※事前予約必要

- ・法律相談 相談日：第2・4金曜日 15：30～17：30
- ・司法書士相談 相談日：第1・3金曜日 16：00～17：30
- ・養育費相談 相談日：毎週 月・火・水・金・土曜日 9：00～17：00
養育費や面会交流に関する相談に応じます。
- ・面会交流相談 相談日：第1・3火曜日 16：00～17：00

問合せ先：沖縄県母子寡婦福祉連合会 TEL 098-887-4108

☆法テラス

法的なトラブルを抱えたとき、内容に応じて解決に役立つ法制度や相談窓口を無料で案内しています。また、経済的にお困りの方に、無料の法律相談や、弁護士費用などの立て替え(民事法律扶助)を行っています。

【法律扶助制度について】 まずは日本司法支援センター（法テラス）の無料法律相談を受けてください。法律相談の結果、裁判や調停、交渉などで、弁護士への委任や本人が裁判をおこすのに必要な費用の負担ができない場合に、その費用の立て替えや、弁護士、司法書士の紹介をしています。

問合せ先：法テラスサポートダイヤル TEL 0570-078374

★家庭裁判所 上記☆へ先にご相談することをおすすめします。

家事事件と少年事件を専門的に扱う裁判所です。（家事事件とは離婚、扶養、遺産分割のような夫婦、親族間の紛争などの事件 少年事件とは20歳未満の非行少年などの事件）

問合せ先：那覇家庭裁判所（那覇市樋川1-14-10） TEL 098-855-1000

沖縄支部 （沖縄市知花6-7-7） TEL 098-939-0017

★公証人役場 上記☆へ先にご相談することをおすすめします。

公正証書の作成等を行う官庁です。協議離婚の場合、慰謝料や養育費などについて、公正証書を作成することで、内容に違反した場合、裁判手続きを経ることなく、強制執行の手続きを取ることができます。

問合せ先：那覇公証センター（那覇市安里176-4 マリッサヒルズ3F） TEL 098-862-3161

沖縄公証人役場 （沖縄市美里1-2-3） TEL 098-938-9380

子どもの進学など出費が多くなる時期をイメージしよう！

《例》



		年	年	年	年	年	年	年
自分・子	年 齢	5 歳	6 歳	12 歳	15 歳	15 歳	18 歳	
	イベント	幼稚園入園	小学校入学	中学校入学	中学校卒業	高校入学	高校卒業	専門学校入学
			車の買替え ・学用品・体育着等の購入	制服・教材の購入 ・修学旅行積立開始	児童手当受給終了	制服等購入 ・修学旅行積立開始	児童扶養手当受給終了	

大学・専門学校進学予定の場合、入学前に入学金・前期学費納入の場合があります。

		年	年	年	年	年	年	年
自分	年 齢							
	イベント							
子	年 齢							
	イベント							
子	年 齢							
	イベント							